

○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）

改正案

現行

|   |             |
|---|-------------|
| <p>（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定の申請）</p> <p>第四十九条 法第九十五条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>三 役員の氏名</p> <p>四 法第九十五条の五の七第二号に規定する協会の氏名又は名称</p> <p>2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（農林中央金庫電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五十条 法第九十五条の五の十第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合には、同号ホ中「農林中央金庫法」とあるのは「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（農林中央金庫法第九十五条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十</p> | <p>（新設）</p> |
|---|-------------|

八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五十一条 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五十二条 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
- 二 水産業協同組合法第二百一条の五の六の規定による認定
- 三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

五 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

（新設）

（新設）

- 
- 六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定
- 2 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。
- 一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
  - 二 水産業協同組合法第二百一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
  - 三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会
  - 四 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
  - 五 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会
  - 六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
- （認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）
- 第五十三条 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協
- 

（新設）

会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の役員等（法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

|                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| 認定                          | 業務                 |
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定         | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 水産業協同組合法第二百一条の五の六の認定        | 同法第二百一条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務   |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定             | 同法第八十九条の十一に規定する業務  |
| 銀行法第五十二条の六十一                | 同法第五十二条の六十一の二十に    |

|                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| の十九の認定                       | 規定する業務                |
| 株式会社商工組合中央金庫<br>法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する<br>業務 |

(外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者(法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる同条第一項に規定する電子決済等代行業者を含む。)に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                                  |           |          |
|----------------------------------|-----------|----------|
| 読み替える法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句  |
| 第五十二条の六十一                        | 氏名        | 氏名及び外国に住 |

(新設)

|   |  |   |                               |
|---|--|---|-------------------------------|
| <p>の三第一項第一号</p>                         | <p>第五十二条の六十一<br/>の三第一項第三号</p>                              | <p>第五十二条の六十一<br/>の三第二項第二号</p>                                       | <p>第五十二条の六十一<br/>の七第一項第三号</p> |
| <p>所在地</p>                              | <p>所在地</p>   | <p>含む。）</p>   | <p>役員</p>                     |
| <p>所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名</p> | <p>所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）</p> | <p>含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する<br/>場合に限り。）</p> | <p>役員（外国の法令上これと同様に取</p>       |

|                               |  |  |   |
|-------------------------------|--|--|---|
| <p>第五十二条の六十一<br/>の八第一項第四号</p> | <p>第五十二条の六十一<br/>の七第一項第五号</p>                          | <p>第五十二条の六十一<br/>の七第一項第四号</p>                          |   |
| <p>事務所</p>                    | <p>とき</p>  | <p>破産管財人</p>   | <p>決定により解散した<br/>とき</p>   |
| <p>事務所の連絡先及び<br/>国内に当該営業</p>  | <p>とき（国内における<br/>営業所又は事務所の<br/>清算を開始したときを<br/>含む。）</p> | <p>破産管財人（外国の<br/>法令上これと同様に<br/>取り扱われている者<br/>を含む。）</p> | <p>決定（外国の法令上<br/>これに相当するもの<br/>を含む。次号にお<br/>いて同じ。）を受け<br/>たとき</p> |
| <p>り扱われている者<br/>を含む。）</p>     |  |  |   |

|                 |                                 |                                   |
|-----------------|---------------------------------|-----------------------------------|
|                 |                                 | 所又は事務所を有しない場合にあっては、日本における代表者又は代理人 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所                             | 国内における営業所                         |
|                 | 所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在               |

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）  
 第五十五条（略）

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）  
 第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）  
 第四十九条（略）

（名称の使用制限の適用除外）  
 第五十条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇五 (略)

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の

十二第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九〇十三 (略)

(指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え)

第五十七条 (略)

一〇五 (略)

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の

四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の

八第一項の規定による指定

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の

五第一項の規定による指定

九〇十三 (略)

(指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え)

第五十一条 (略)